

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 実費の適用	2（工事費の額）2-2（2-1以外の工事費）に掲げる工事費の額は、2-3（算出式）に規定する算出式により算定する実費とします。この場合においては、2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金及び第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率を適用するものとします。
(2) 工事費の按分	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2（工事費の額）2-2第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、及び2-2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) 通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2-1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。
(5) DSL回線調整工事費の適用	<p>協定事業者は、予め、2（工事費の額）2-1第23欄（以下この欄において「タイプ1」といいます。）又は第23-2欄（以下この欄において「タイプ2」といいます。）の何れかの工事費の適用を選択することを要します。ただし、第37条の2（DSL回線の回線調整工事）第2項又は第3項の規定によりDSL回線の回線収容替えを行う場合はタイプ1の工事費を適用するものとします。</p> <p>ア 基本額は、(ア)欄に(イ)欄又は(ウ)欄の工事費を加算して適用します。</p> <p>イ 1の協定事業者からの請求により同一のDSL回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、タイプ1については、基本工事費及びイ(ア)欄に限り、タイプ2については、基本工事費に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p> <p>ウ タイプ1について、回線調整工事と合わせて速度測定を行う場合の加算額は、当社の機器により速度測定が可能な場合に限り、適用します。この場合において、イ(ア)欄をア(ア)欄へ、イ(イ)欄をア(イ)欄又はア(ウ)欄へ工事の態様に応じて加算します。</p> <p>エ 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額は、タイプ1については、ウ欄をア(イ)欄又はア(ウ)欄へ、タイプ2については、イ欄をア(イ)欄又はア(ウ)欄へ加算します。</p> <p>オ タイプ2について、回線調整の結果、DSL回線の通信状態に全く改善が見られなかった場合であって、協定事業者がそれを証する速度測定の結果を記した書面を当社に提出するときは、本工事費は適用しません。ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、DSL回線保安器変更工事を行ったものとみなして、2（工事費の額）2-1第31欄に掲げる工事費を適用します。</p>
(6) ルーティング番号登録工事費及びルーティング番号変更工事費の適用	ア ルーティング番号（一般番号ポータビリティのために移転先事業者が指定する電気通信番号をいいます。協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限りません。）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を含みます。以下、この欄並びに2（工事費の額）2-1第25欄、第26欄及び第26-2欄において同じとします。）に対応する契約者回線番号等を付与した契約者回線が当初からISM交換機に收容され

	<p>ている場合及び当初は現用の I S M交換機に収容されていた場合は、ア欄に掲げる料金額にイ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>イ 協定事業者の利用者による番号ポータビリティの申込みが無い時点において、協定事業者からの要望に応じ、当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合は、2(工事費の額)2-1第25欄ア(7)欄に掲げる料金額にイ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を組み合わせ適用します。</p>																
(7) 削除																	
(7)-2 光屋内配線工事費の適用	<p>協定事業者が当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)の利用を終了した後、その利用を再開する場合には、2(工事費の額)2-1第27-2欄ウ欄に規定する料金額から別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)に規定する精算額を減じた金額を適用します。</p>																
(8) 光回線設備収容替工事費及び光回線設備接続モジュール取替工事費の適用	<p>1の協定事業者からの請求により同時に2以上の光回線設備収容替工事又は光回線設備接続モジュール取替工事を実施する場合は、それぞれ、(7)欄に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p>																
(9) 加入者交換機等接続回線設置等工事費の適用	<p>加入者交換機等接続回線設置等工事費は、トラヒックの変動に応じて当該協定事業者との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合に適用します。この場合において、当社の加入者交換機又は中継交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間(両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。)ごとの工事に適用します。</p>																
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2(工事費の額)に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="450 1061 1404 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5:00~8:30及び17:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0:00~5:00及び22:00~24:00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日夜間</td> <td>5:00~8:30及び17:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0:00~5:00及び22:00~24:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2(工事費の額)2-1第10欄、第15欄及び第16欄、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p> <p>ウ 2(工事費の額)2-1第27-2欄及び第34欄第35欄から第36欄第37欄までに掲げる工事費のうち、平日夜間、平日深夜、土日祝日夜間、土日祝日深夜に係るものは、第68条(手続費の支払義務)第1項第29号第30号の規定に基づき、指定時刻に当社が接続工事等を行う場合に限り適用します。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8:30~17:00	平日夜間	5:00~8:30及び17:00~22:00	平日深夜	0:00~5:00及び22:00~24:00	土日祝日昼夜間	5:00~22:00	土日祝日昼間	8:30~17:00	土日祝日夜間	5:00~8:30及び17:00~22:00	土日祝日深夜	0:00~5:00及び22:00~24:00
区分	適用時間帯																
平日昼間	8:30~17:00																
平日夜間	5:00~8:30及び17:00~22:00																
平日深夜	0:00~5:00及び22:00~24:00																
土日祝日昼夜間	5:00~22:00																
土日祝日昼間	8:30~17:00																
土日祝日夜間	5:00~8:30及び17:00~22:00																
土日祝日深夜	0:00~5:00及び22:00~24:00																
(11) 指定時刻に接続工事等を行う場合の工事費の適用	<p>第68条(手続費の支払義務)第1項第29号第30号の規定に基づき指定時刻に当社が接続工事等を行う場合は、当該指定時刻が含まれる適用時間帯に応じた工事費を適用します。</p>																

2 工事費の額
2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考			
(1)～(9) 削除						
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,592円 2,541円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。			
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,227円 3,164円				
(11)～(12) 削除						
(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）の2-1-1-1に規定する機能及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するとき、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	第5条（標準的接続箇所）表中第1欄の相互接続点（その場所がその専用回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所である場合を除きます。）ごとに専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額				
(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）の2-1-1-1及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するとき、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	相互接続点ごとに専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額				
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,765円 1,730円	特定中継事業者に適用します。			
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,160円 2,117円	特定中継事業者に適用します。			
(17) 削除						
(18) メンバースネットワークサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットワークサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,196円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,821円 4,753円	
				平日深夜	5,537円 5,484円	
				土日祝日 昼夜間	5,001円 4,936円	
				土日祝日 深夜	5,717円 5,667円	
	廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,314円 3,248円		
			平日夜間	3,807円 3,753円		
			平日深夜	4,373円 4,330円		
			土日祝日 昼夜間	3,949円 3,898円		
			土日祝日 深夜	4,515円 4,475円		

(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		759円 744円	特定中継事業者に適用します。			
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		179円 175円	特定中継事業者に適用します。			
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1工事ごとに		6,942円 6,805円	特定端末系事業者に適用します。			
(22) 削除									
(23) DSL回線調整工事費 (タイプ1)	DSL回線の回線調整等に係る工事(タイプ2の場合を除きます。)に要する費用	ア 基本額	(7) 基本工事費	1工事ごとに	6,600円	——			
			(イ) 回線収容替えを行う場合	1工事ごとに	6,600円	——			
			(ウ) ブリッジタップはずしを行う場合	1工事ごとに	7,700円	——			
		イ 回線調整工事と合わせて速度測定を行う場合の加算額	(7) ア(7) に対する加算額	1工事ごとに	3,500円	——			
			(イ) ア(イ) 又はア(ウ) に対する加算額	1工事ごとに	1,900円	——			
ウ 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額	1工事ごとに	2,800円	——						
(23)-2 DSL回線調整工事費 (タイプ2)	DSL回線の回線調整等に係る工事に要する費用	ア 基本額	(7) 基本工事費	1工事ごとに	7,440円	——			
			(イ) 回線収容替えを行う場合	1工事ごとに	7,440円	——			
			(ウ) ブリッジタップはずしを行う場合	1工事ごとに	8,680円	——			
		イ 回線調整工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額	1工事ごとに	2,800円	——				
(24) 端末回線伝送機能提供工事費	第5条(標準的な接続箇所)の表中第(2)～3欄で接続するときの端末回線を設置する工事に要する費用				総合デジタル通信サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	——			
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,129円 1,107円	移転先事業者に適用します。		
					平日夜間	1,297円 1,279円			
					平日深夜	1,490円 1,476円			
					土日祝日 昼夜間	1,346円 1,328円			
					土日祝日 深夜	1,538円 1,525円			
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日昼間	703円 677円
								平日夜間	808円 783円
								平日深夜	928円 903円
								土日祝日 昼夜間	838円 813円
								——	——

					土日祝日 深夜	958円 933円	
		イ 加算額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング 番号ごとに	電話サービス契約約款に規定する総合デジタル通信 サービスに係る契約者回線番号等と同一の電話番号等となる場合の交換機等工事費の額（加算する額に限りません。）に相当する額		
			(イ) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1 件ごとに	1,543円 1,512円		
				1 電気通信番号ごとに	1,543円 1,512円		
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	1,129円 1,107円 1,297円 1,279円 1,490円 1,476円 1,346円 1,328円 1,538円 1,525円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	617円 575円 709円 664円 814円 766円 735円 690円 841円 792円	
		イ ルーティング番号及び契約者回線番号を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日 昼夜間 土日祝日 深夜	1,265円 1,240円 1,453円 1,433円 1,669円 1,653円 1,508円 1,488円 1,723円 1,708円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用しません。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び	平日昼間 平日夜間	617円 575円 709円 664円	

				契約 回線 番号 ごと に	平日深夜 814円 766円	
					土日祝日 昼夜間 735円 690円	
					土日祝日 深夜 841円 792円	
(26)-2ルー ティング 番号変更 工事費	加入者交換 機に登録さ れたルー ティング番 号を変更す る工事に要 する費用	ア 基本 額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルー ティ ング 番号 ごと に	平日昼間 2,258円 2,214円	ルーティ ング番 号を指 定した 協定事 業者 に適用 しま す。
					平日深夜 2,980円 2,951円	
					土日祝日 昼夜間 2,692円 2,657円	
					土日祝日 深夜 3,077円 3,050円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回 線設備を通じて申込みを行 う場合	1 ルー ティ ング 番号 ごと に	平日昼間 1,154円 998円	
					平日夜間 1,326円 1,153円	
					平日深夜 1,523円 1,331円	
					土日祝日 昼夜間 1,375円 1,198円	
					土日祝日 深夜 1,572円 1,375円	
		イ 加算額		1 ルーティ ング 番号 ごと に	電話サー ビス契 約約款 に規定 する 総合 ディ ジ タル 通信 サー ビス に係 る契 約者 回線 番号 等と 同一 の電 話番 号等 とな る場 合の 交換 機等 工事 費の 額 (加算 する 額に 限り ます。)に 相当 する 額	—
(27) 構内伝送 路設備設 置工事費	既に設置された当社の光屋内配線を光信号端末回線と一 体として利用するために加工（短縮又は簡易なルート変 更をいいます。以下第27-2欄において同じとしま す。）又は延長する工事（第27-2欄イ欄又はウ欄を適 用する工事を除きます。）に要する費用			1 工事 ごと に	専用サー ビス契 約約款 に規定 する 工事 費に 相当 する 額	—
(27)-2 光屋 内配線工 事費	光信号分岐 端末回線と 一体として 当社の光屋 内配線（主 として一戸 建ての建物 に設置され る形態によ り設置する ものに限 ります。）に 係る工事	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工 事 ご と に	平日昼間 14,396円 14,136円	—	
				平日夜間 16,190円 15,985円	—	
				平日深夜 18,243円 18,100円	—	
				土日祝日 昼間 16,704円 16,516円	—	

係る工事に 要する費用			土日祝日 夜間	16,704円 16,516円	——	
			土日祝日 深夜	18,758円 18,631円	——	
	イ 協定事業者が現に利用している光屋内 配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日昼間	10,902円 10,689円	——	
			平日夜間	12,528円 12,350円	——	
			平日深夜	14,389円 14,249円	——	
			土日祝日 昼間	12,995円 12,827円	——	
			土日祝日 夜間	12,995円 12,827円	——	
			土日祝日 深夜	14,855円 14,726円	——	
	ウ 既に 設置 された 当社 の光 屋内 配 線を その まま 転用 する 場合	(7) 利用者宅内 の壁面に既 に設置され た光成端盤 (光屋内配 線を終端し ているもの に限りま す。以下 (イ)欄にお いて同じと します。)を 利用する 場合	① 当社が利用 者宅内で開 通試験を実 施しない場 合	1工 事ご とに	1,573円	利用者宅内 での光屋内 配線の開通 試験は協定 事業者の実 施していただ きます。
			② 当社が利用 者宅内で開 通試験のみ を実施する 場合	1工 事ご とに	平日昼間 6,305円 平日夜間 7,011円 平日深夜 7,819円 土日祝日 昼間 7,214円 土日祝日 夜間 7,214円 土日祝日 深夜 8,021円	—— —— —— —— —— ——
		(4) 利用者宅内の壁面に新たに 光成端盤を設置する場合	1工 事ご とに	平日昼間	5,248円	——
				平日夜間	5,800円	——
				平日深夜	6,432円	——
土日祝日 昼間				5,958円	——	
土日祝日 夜間				5,958円	——	
土日祝日 深夜				6,590円	——	
(7) 利用者宅内 の壁面に既 に設置され た光成端盤 (光屋内配 線を終端し ているもの に限りま す。以下 (イ)欄にお いて同じと します。)		① 当社による 当社の回線 終端装置の 撤去に併せ て、既に設 置された光 屋内配線の 利用に係る 工事を行う 場合	1工 事ご とに	平日昼間 5,009円 平日夜間 5,432円 平日深夜 5,916円 土日祝日 昼間 5,554円 土日祝日 夜間 5,554円	—— —— —— —— ——	

			を利用する 場合			土日祝日 深夜	6,037円	—
			② 当社による 当社の回線 終端装置の 去とは別 に、既に設 置された光 屋内配線 の利用に 係る工事 を行う 場合	1工 事ご とに		平日昼間	6,927円	—
						平日夜間	7,648円	—
						平日深夜	8,472円	—
						土日祝日 昼間	7,855円	—
						土日祝日 夜間	7,855円	—
						土日祝日 深夜	8,679円	—
		(イ) 利用者宅内 の壁面に新 たに光成端 盤を設置す る場合	① 当社による 当社の回線 終端装置の 撤去に併せ て、既に設 置された光 屋内配線の 利用に係る 工事を行 う場合	1工 事ご とに		平日昼間	5,943円	—
						平日夜間	6,507円	—
						平日深夜	7,152円	—
						土日祝日 昼間	6,669円	—
						土日祝日 夜間	6,669円	—
						土日祝日 深夜	7,314円	—
			② 当社による 当社の回線 終端装置の 去とは別 に、既に設 置された光 屋内配線 の利用に係る 工事を行 う場合	1工 事ご とに		平日昼間	7,861円	—
						平日夜間	8,723円	—
						平日深夜	9,709円	—
						土日祝日 昼間	8,971円	—
						土日祝日 夜間	8,971円	—
						土日祝日 深夜	9,956円	—
(28) 通信用建 物内伝送 路接続工 事費	通信用建物に光回線設備と接続するために設置された当社又は協定事業者の光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に接続する工事に要する費用			1工 事ご とに		専用サービス契 約約款に規定す る工事費に相当 する額		—
(29) 光回線設 備収容替 工事費	当社が別に 定める伝送 品質を満た している場 合において、 協定事業 者の要望に より光回線 設備の芯線 を芯線毎に 切替する工 事に要する 費用	ア 光信号端末回線（光 局外スプリッタを含 まないものに限りま す。）の場合	(7) 基本額	1工 事ご とに		6,991円 6,854円	—	
			(イ) 加算額	1工 事ご とに		8,225円 8,063円	—	
		イ 一般光信号中継回線 の場合	(7) 基本額	1工 事ご とに		1,438円 1,409円	—	
			(イ) 加算額	1工 事ご とに		7,917円 7,761円	—	
(30) 光回線設 備接続モ ジュール 取替工事 費	光回線設備 の提供開始 後において、 協定事業 者の要望に より光回	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1工 事ご とに		6,991円 6,854円	—	
			(イ) 加算額	1工 事ご とに		12,335円 12,092円	—	

	線設備接続 モジュール を取替する 工事に要す る費用	イ 一般光信号中継回線 の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,438円 1,409円	——
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,490円 10,283円	——
(31) DSL回 線保安器 変更工事 費	DSL回線の保安器変更に係る工事（DSL回線調整工 事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）に 要する費用			1 工事ごとに	7,300円	——
(32) 光信号電 気信号変 換装置 データ設 定変更工 事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を 行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,848円 8,674円	——
(33) 加入者交 換機等接 続回線設 置等工事 費	加入者交換 機等接続回 線設置等工 事に要する 費用	ア イ以外の場合		672回線 (50Mbit/s相 当) ごとに	161,101円	——
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の 申込み）第1項又は第4項に係る申込 みにより工事を行う場合		672回線 (50Mbit/s相 当) ごとに	211,042円	——
(34) 削除						——
(34) (35) 光信号分 岐端末回 線接続工 事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事 に要する費用		1 光 信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	平日昼間	4,680円 4,155円	——
				平日夜間	5,363円 4,647円	
				平日深夜	6,145円 5,211円	
				土日祝日 昼間	5,559円 4,789円	
				土日祝日 夜間	5,559円 4,789円	
				土日祝日 深夜	6,341円 5,352円	
				(35) (36) 光信号分 岐端末回 線収容 キャビ ネット等 設置工事 費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回 線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新た に利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	
平日夜間	1,422円 1,432円					
平日深夜	1,573円 1,517円					
土日祝日 昼間	1,460円 1,453円					
土日祝日 夜間	1,460円 1,453円					
土日祝日 深夜	1,610円 1,538円					
(36) (37) 光信号分 岐端末回 線設置等 加算工事 費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に 実施する場合に加算する費用		1 光 信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	平日夜間		1,546円 1,284円
				平日深夜	3,316円 2,754円	
				土日祝日 昼間	1,989円 1,658円	

			土日祝日 夜間	1,989円 1,658円	
			土日祝日 深夜	3,759円 3,126円	
(37) (38) 融着接続 工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1回 線ご とに	平日昼間	3,363円 3,182円	——
			土日祝日 昼間	4,008円 3,818円	

2-2 2-1以外の工事費

区分	単位	備考	
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	——
(2) 利用者料金課金データ設定工事費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、協定事業者が設定する利用者料金課金情報を当社の利用者料金課金システムに登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	——
(3) 削除	——	——	——
(4) 中継伝送専用機能提供工事費	料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-5-2に規定する機能を利用するときに、加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を設置する工事に要する費用	1 工事ごとに	——
(5) I P通信網データ設定工事費	I P通信網終端装置、I P通信網収容装置、I P通信網間接続装置又はS I Pサーバ等にI Pアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	——
(6) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	——
(7) 光回線設備調整等工事費	光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。）の回線調整等に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	——
(8) LAN型通信網データ設定工事費	LAN型通信網間接続装置にルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	——

2-3 算出式

工事費 = 作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,170円 6,049円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,090円 6,989円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,143円 8,064円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,354円 7,259円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,407円 8,334円